

## 新型コロナウイルス感染症に関する「災害割増特約」等の約款改定について

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社(社長:加治 資朗、以下「当社」)は、新型コロナウイルス感染症をお支払い対象とする「災害割増特約」等について、法令改正を踏まえ、下記のとおり約款改定を実施いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対応内容

- 災害死亡保険金等のお支払い対象となる新型コロナウイルス感染症について、法令改正を踏まえ、約款上の定義を改定します。
- なお、2022年7月現在、新型コロナウイルス感染症はお支払いの対象であり、約款の改定後も、新型コロナウイルス感染症が感染症法の一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症または指定感染症に該当している間は、お支払いの対象であることに変更はありません。

【改定内容(下線部)】※保険種類ごとの具体的な改定内容は別紙参照

改定後	改定前
<b>別表2 対象となる特定感染症</b> (注2) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。))である感染症をいいます。</u> は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に限り、「特定感染症」に含めます。	<b>別表2 対象となる特定感染症</b> (注2) <u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。)</u> は、「特定感染症」に含めます。 <u>ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以降は、新型コロナウイルス感染症は、「特定感染症」に含めません。</u>

【対象となる保険種類】

普通保険約款または特約	保険金等
積立型終身保険(A型)	災害死亡給付金、災害高度障害給付金
5年ごと利差配当付積立型終身保険(A型)	災害死亡給付金、災害高度障害給付金
5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金
災害割増特約	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
傷害特約	災害保険金
新傷害特約	災害保険金
無選択型災害割増特約	災害死亡保険金

- 特別条件(保険金削減支払方法等)が適用されているご契約においても、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当された場合、特別条件を適用せず保険金等をお支払いします。

#### 2. 適用時期

2022年11月2日以降

#### 3. その他

- 本改定は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用します。(お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。)
- 本改定に伴う保険料の変更はございません。

#### 4. 対応の背景

当社では、新型コロナウイルス感染症の約款上の定義として感染症法<sup>(※1)</sup>を用いており、新型コロナウイルス感染症を原因として死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金等のお支払いを行っています。

感染症法<sup>(※1)</sup>の改正により、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました<sup>(※2)</sup>。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が感染症法<sup>(※1)</sup>の一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症または指定感染症<sup>(※3)</sup>に該当している間は支払対象とすることを明確化する観点から、約款を改定いたします。

#### 5. その他商品の取扱いについて

災害保障期間設定型定期保険(商品名:オーナーズロード)の災害死亡保険金および災害高度障害保険金は、引き続き、新型コロナウイルス感染症のお支払対象外となります(詳細は[こちら](#))。

- (※1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- (※2) 新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」とする政令(令和2年政令第11号)は廃止。
- (※3) 感染症法第6条の疾病の定義は次のとおり。  
第2項:一類感染症/第3項:二類感染症/第4項:三類感染症/第7項第3号:新型インフルエンザ等感染症における新型コロナウイルス感染症/第8項:指定感染症

以 上

## 約款記載例

○三井住友海上あいおい生命、(旧) 三井住友海上きらめき生命

次の商品の普通保険約款・特約条項の各別表に定める、保障対象とする新型コロナウイルス感染症の定義を次のとおり改定します。

(対象普通保険約款・特約名称)

普通保険約款または特約名称
積立型終身保険 (A型)
5年ごと利差配当付積立型終身保険 (A型)
災害割増特約
傷害特約
新傷害特約
特別条件特約

(例：災害割増特約)

改定後	改定前 (2020年5月1日リリース)								
<p><b>別表2 対象となる特定感染症</b></p> <p>対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り ます。</p> <p>(注2) <u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、) である感染症をいいます。)</u> は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に限り、「特定感染症」に含めます。</p>	分類項目	基本分類コード	略		<p><b>別表2 対象となる特定感染症</b></p> <p>対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り ます。</p> <p>(注2) <u>新型コロナウイルス感染症 (新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和2年政令第11号) 第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。)</u> は、「特定感染症」に含めます。ただし、<u>新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以降は、新型コロナウイルス感染症は、「特定感染症」に含めません。</u></p>	分類項目	基本分類コード	略	
分類項目	基本分類コード								
略									
分類項目	基本分類コード								
略									

○ (旧) あいおい生命

次の商品の普通保険約款・特約条項の各条項に定める、保障対象とする新型コロナウイルス感染症の定義を次のとおり改定します。

(対象普通保険約款・特約名称)

普通保険約款または特約名称
5年ごと利差配当付こども保険
災害割増特約
傷害特約
無選択型災害割増特約

(例：災害割増特約)

改定後	改定前 (2020年5月1日リリース)
<p>(災害死亡保険金の支払)</p> <p>第1条 会社は、この特約の保険期間中に被保険者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、災害死亡保険金を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人に支払います。また、災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症および新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、</u>）である感染症をいいます。ただし、<u>新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項、第7項第3号または第8項に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、<u>新型コロナウイルス感染症または指定感染症に該当している間に限り、</u>）。</u>以下同じ。）を直接の原因として死亡したとき</p>	<p>(災害死亡保険金の支払)</p> <p>第1条 会社は、この特約の保険期間中に被保険者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、災害死亡保険金を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人に支払います。また、災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症および新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。ただし、<u>新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症に指定された場合、その指定が解除された日以降は、<u>新型コロナウイルス感染症は含めません。</u>）。</u>以下同じ。）を直接の原因として死亡したとき</u></p>

(対象普通保険約款・特約名称)

特約名称
特別条件付保険特約

改定後	改定前 (2020年5月1日リリース)
<p>(特別条件)</p> <p>第2条 この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。</p> <p>(1) 保険金削減支払法</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が災害または特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症および新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項、<u>第7項第3号または第8項に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症における新型コロナウイルス感染症または指定感染症に該当している間に限ります。</u>）。以下同じ。）により、死亡したまたは高度障害状態になったときは、支払うべき保険金の全額を支払います。</p>	<p>(特別条件)</p> <p>第2条 この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。</p> <p>(1) 保険金削減支払法</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が災害または特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症および新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。</u>ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または<u>三類感染症に指定された場合、その指定が解除された日以降は、新型コロナウイルス感染症は含めません。</u>）。以下同じ。）により、死亡したまたは高度障害状態になったときは、支払うべき保険金の全額を支払います。</p>